

平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の概要

上山市の平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を次のとおりお知らせします。

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政を適正に運営することを目的として、平成19年6月に公布されました。

この法律は、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政状況の悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

地方公共団体は、毎年度、次の健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられました。

《健全化判断比率》（一般会計等）

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

《資金不足比率》（水道事業、公共下水道事業特別会計などの公営企業）

(※) 標準財政規模：市税収入や地方交付税の合計額から計算される地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。

2 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

平成29年度算定数値	早期健全化基準	財政再生基準
－%	13.77%以上	20.0%以上

※赤字を生じていないため、比率は－%と記載しています。

※算定された黒字の数字を参考に表示すると▲7.65%になります。

一般会計等の赤字額の程度を指標化したもので、財政運営の深刻度を表しています。一般会計等とは、一般会計と施設貸付事業特別会計をあわせた普通会計です。

平成29年度は2会計ともに赤字は生じませんでした。

比率の分子は赤字額、分母は標準財政規模です。

歳入が歳出に不足することは、一般家庭と同様に深刻であり、赤字が発生した場合はその原因を明らかにして速やかに赤字を解消する必要があります。

(2) 連結実質赤字比率

平成29年度算定数値	早期健全化基準	財政再生基準
－%	18.77%以上	30.0%以上

※赤字を生じていないため、比率は－%と記載しています。

※算定された黒字の数字を参考に表示すると▲18.33%になります。

一般会計と一般会計以外の全ての会計の赤字額や黒字額を合算し、上山市全体としての赤字額の程度を指標化したもので、財政運営の深刻度を表しています。一般会計以外の会計は、次のとおりです。

- ・国民健康保険特別会計
- ・公共下水道事業特別会計
- ・農業集落排水事業特別会計
- ・介護保険特別会計
- ・浄化槽事業特別会計
- ・施設貸付事業特別会計
- ・後期高齢者医療特別会計
- ・産業団地整備事業特別会計
- ・水道事業会計

このように、市の会計には、市税や地方交付税等を主な財源として、福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計のほか、料金収入等の特定の収入を主な財源として、特定の事業（行政サービス）を行う公営事業会計など複数の会計に分かれています。

それぞれの会計の黒字額と赤字額を合算して、市全体の資金の不足の程度を把握するため新たに設けられた指標で、分子を赤字額、分母を標準財政規模として求めます。

平成29年度決算では、対象となる各会計の収支が合計で黒字となりました。

比率の分子は連結した赤字額、分母は標準財政規模です。

この指標が一定以上の地方公共団体は、赤字額が多額になっている会計が存在していることになり、その会計が全体の財政運営に大きな影響を与えていることになります。

(3) 実質公債費比率

平成29年度	平成28年度	平成27年度
9.0%	9.9%	9.8%

早期健全化基準	財政再生基準
25.0%以上	35.0%以上

市が建設事業を行う場合に、公的資金や市中銀行から借り入れている借入金の返済額やこの返済額に準じるものとされているものの額の大きさを指標化したもので、分子をこれらの額、分母を標準財政規模とし、過去3カ年を平均して求めます。

返済額に準じるものとしては、

- ・民間が建設した老人福祉施設や保育園などの建設償還補助金やPFIで建設した学校給食センターの建物購入費など、将来に負担することを約束したものの
- ・公共下水道事業などの公営企業会計の借入金の返済に充てるため、一般会計から繰り出す経費
- ・山形広域環境事務組合の施設整備等に係る借入金の返済額のうち市が負担金として負担しているもの

などをいいます。

この「実質公債費比率」が高くなるほど、借入金返済という義務的な経費が多くなり、財政の弾力性が低下するため、市民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、他の経費を削減しなければ赤字団体に転落する可能性が大きくなります。

上山市では、これまでも公債費負担適正化計画を定め、毎年の借入金返済額を低く抑えるよう努めてきたほか、平成19年度から21年度にかけて、高金利で政府から借り入れている地方債の借換えや繰り上げ返済を実施し、後年度の負担軽減を図りました（一般会計の取り組みとして。別途、公営企業会計でも公的資金の繰上償還等を実施）。

平成29年度の実質公債費比率は9.0%となり、平成28年度と比較して0.9ポイント改善しました。

改善の主な要因は、これまで実施してきた繰り上げ返済による効果などによりです。今後は、公共施設の耐震化工事等に係る借入金の返済額が増加する影響などで比率も上昇していく見込みです。急激な比率の上昇を抑え、安定的な財政運営とするため、計画的な事業の実施に努めて参ります。

(4) 将来負担比率

平成29年度	平成28年度	平成27年度
135.3%	110.5%	121.6%

早期健全化基準
350.0%以上

一般会計等の借入金の残高や将来の支払いを約束しているものなど、将来負担しなければならない可能性のあるものの平成29年度末時点での見込額を指標化し、その負担額が地方公共団体の財政運営をどの程度圧迫するかを示す指標です。

分子は、将来負担額から基金（預金）の残高等を控除したもの、分母は標準財政規模になります。

将来負担額には、借入金の残高などのほか、職員の退職手当、公営企業会計の借入金残高のうち一般会計等が将来負担する見込額、その他土地開発公社の負債や第三セクターの負債まで算入されます。

平成29年度の上山市の将来負担比率は135.3%で、平成28年度と比較し24.8ポイント増加しました。

増加の主な要因は、庁舎耐震改修等事業に係る市債の発行により借入金の在高が増加したためです。

早期健全化基準までには余裕があるようにも見えますが、平成29年度の確定値では、県内13市では最も高い数値になっています。その理由は、

- ・借入金の残高や将来の支払を約束しているものの割合が高い
- ・借入金の残高のうち、用地取得費に係るものが多いことから、将来交付税として返済財源が交付されるものが少ない

ためと分析しています。

「将来負担比率」が高いということは、将来義務的な支出の割合が高くなるため、地方公共団体における今後の財政の柔軟性が低下し、不都合が生じる可能性が高まるということです。

今後は、実質公債費比率と同様に、温泉健康施設建設事業、エネルギー回収施設の建設負担金の支払いなどのために比率の上昇が見込まれることから、引き続き事業を厳選して実施していく必要があります。

3 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
上山市水道事業会計	—	20.0%
上山市公共下水道事業特別会計	—	
上山市農業集落排水事業特別会計	—	
上山市浄化槽事業特別会計	—	
上山市産業団地整備事業特別会計	0.7%	

※ 資金不足額がない場合は、「—」と記載しています。

上記公営企業の資金不足額を、料金収入等の規模で示される「事業規模」と比較して指標化し、各公営企業会計の経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

平成29年度決算に基づく上山市の公営企業会計の資金不足比率については、産業団地整備事業特別会計で資金不足額が発生しましたが、将来（土地造成後）、土地を売却することにより資金不足額は解消されるものです。その他の公営企業について資金不足額は生じませんでした。